

日本ロールシャッハ学会 細則

細則1 総会および理事会に関する細則

- 第1条 日本ロールシャッハ学会会則第4条2項および第11条に定める日本ロールシャッハ学会総会（以下、総会と呼ぶ）および理事会の開催および議決に関する諸事項のために、この細則を定める。
- 第2条 総会は、日本ロールシャッハ学会大会（以下、大会と呼ぶ）期間中に開催するものとする。ただし、理事会の決議または正会員の過半数の要請があった場合には、会長は臨時に総会を開催しなければならない。
- 第3条 総会の開催に関する開催責任者には、本会の理事会の審議と承認を得て、会長となる。
- 第4条 総会では、以下の事項を審議し決定する。
1. 総会議長と書記の選出および承認（慣例として、総会議長には当該大会長および前年度大会長を選出する。）
 2. 事業報告および収支決算
 3. 事業計画および収支予算
 4. 監査報告
 5. 次年度大会主催者（大会長）の承認
 6. その他必要とする審議事項
- 第5条 総会の議決は、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意によるものとする。
- 第6条 理事会は、大会期間中に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事定数の3分の1以上の要請があった場合、会長は臨時に理事会を開催しなければならない。
- 第7条 理事会は、定数3分の2以上の出席を必要とする。ただし、委任状を提出した者は、出席者とみなす。
- 第8条 理事会の議決は、理事会に出席した理事の過半数の同意によるものとする。
- 附則 この細則は平成10年11月15日より発効する。

細則2 役員選挙に関する細則

- 第1条 日本ロールシャッハ学会会則第8条、第9条および第10条に定める役員選挙に関する諸事項を適正に実施するために、この細則を定める。
- 第2条 日本ロールシャッハ学会役員選挙の管理業務を行うため、当該選挙の事由が発生する6ヵ月以前を基準として、当該時の常任理事会が選挙管理委員会（以下、委員会と呼ぶ）を組織する。
2. 会長は、3名の選挙管理委員会を正会員の中から委嘱し、その代表責任者として選挙管理委員長を指名しなければならない。
- 第3条 委員会は以下の業務を行う。
- (1) 選挙実施日程等の確定と公示

委員会はその組織の成立をみた日より1ヵ月以内に、選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、これを全正会員に公示しなければならない。

(2) 選挙台帳の作成と公示

選挙台帳は役員選挙を実施する当該年度の開始日(4月1日)を基準にした、会員名簿によってこれを作成する。また、正会員がその住居に応じていずれの地方区に属するかを明らかにする。そして、全正会員に所定の期日までにこれを郵送し公示しなければならない。

(3) 選挙の実施と開票結果の確定

本細則第5条、6条、7条にもとづいて厳正な選挙を実施する。また、開票結果の確定は本細則8条に則るものとする。開票に際して、正会員の任意な立会いは原則としてこれを認める。

(4) 選挙結果の公示

選挙管理委員会は開票業務の終了後、その結果を直ちに全正会員に公示しなければならない。

第4条 選挙権および被選挙権は第3条2項に定める選挙台帳に記載される居住地区によりこれを有する。

2. 正会員が日本国内に住居を有しないときは、全国区理事および監事の選挙に限り、選挙権のみを有する。

第5条 理事の定数は、全国区理事15名、地方区理事5名とする。全国区理事および監事は正会員の互選によって選出され、地方区理事は下記の5地方区から、その地方区に居住する正会員の互選によって選出する。地方区は、北海道・東北、関東・甲信越(新潟・山梨・長野を含む)、東海・北陸、近畿、中四国・九州・沖縄とする。

第6条 理事および監事の選挙は無記名投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第7条 投票は全国区理事については3名連記とし、地方区理事および監事については単記とする。

第8条 当選者の決定は、全国区理事、地方区理事および監事のそれぞれについて、得票数の上位から定数までを当選者とする。ただし、次の場合、この限りではない

- 1) 同点者が生じた場合は抽選による。
- 2) 同一人が全国区と地方区の双方に当選した場合は、全国区による当選を優先とし、地方区による当選者は次点者をもって補う。
- 3) 所属地方区の変更その他の理由により欠員の生じた場合には、次点者をもって補う。

2. 第1項3)によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

3. 理事(全国区・地方区)と監事の双方に当選した者の生じた場合には、理事の当選を優先とし、監事は次点者をもってこれに当てる。

第9条 会長の選出は、あらたに選挙された理事による最初の理事会において行う。6名の常任理事のうち、5名の常任理事の選出は会長の選挙にひきつづいて行う。残り1名は、会長が理事の中から選考し、理事会の承認を受ける。

第10条 会長の選挙は単記無記名投票による。投票総数の過半数の票を得た理事を会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位2名を被選挙人とする投票を行い、上位得票者を会長とする。

- 第 11 条 会長の選挙については不在者投票を認める。ただし、不在者投票は 1 回投票に關してのみ有効とする。
- 第 12 条 同一人をひき続いて 3 期以上会長として選出することはできない。
- 第 13 条 常任理事の選挙は 2 名連記の無記名投票による。当選は得票順とし、同点者が生じた場合は抽選による。欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。
- 附則 この細則は平成 10 年 11 月 15 日より発効する。
- 附則 この細則は平成 22 年 10 月 31 日より発効する。

細則 3 休会に関する細則

- 第 1 条 日本ロールシャッハ学会会則第 7 条に定める日本ロールシャッハ学会休会に關する諸事項のために、この細則を定める。
- 第 2 条 会員が病気や留学等により一時休会しようとするときには、事前の申請により、これを認める。
- 第 3 条 休会届けには理由と期限を記入し、原則として前年度中に提出を行う。なお、休会は、連続して 2 年を限りとする。
- 第 4 条 休会中の会員に対しては、以下のように取り扱う。
1. 休会中は会費を徴収しない。
 2. 休会中は、選挙権、被選挙権を有しない。
 3. 休会中は、学会刊行物の送付は行わない。
 4. 休会中は、学会機関誌への投稿資格、大会での発表資格を持たない。
 5. 休会中の大会、研修会への参加は、非会員扱いとする。
- 第 5 条 復会については、復会届けを提出する。ただし、2 年を超えて、復会届けが未提出の場合は、自然退会となる。
- 附則 この細則は平成 24 年 11 月 3 日より発効する。